

内 職 行 政 ニ ュ ー ス

労働省婦人少年局婦人課 48.5.10

目 次

1. 内職補導施設設置要綱等の改正について
2. 昭和48年度における内職相談センターの運営方針について
3. 家内労働旬間の実施について
4. 最低工賃決定状況について
5. 47年内職工賃不払事例
6. 内職相談施設の新設について
7. 内職工賃調査実施結果から
8. 最近における統計調査から

1 内職補導施設設置要綱等の改正について

従来より懸案となっていた「内職補導施設設置要綱」「内職相談員設置要綱」及び「内職相談員配置運営要領」が別紙1、別紙2のとおり改正されました。

別 紙 1.

写

婦 発 第 116 号

昭和48年4月16日

知 事 殿

労働省婦人少年局長

内職補導施設設置要綱の改正について

内職行政につきましては、格別のご配意をお願いしてきたところでありますが、今般、下記により標記要綱を改正して別紙のとおりとし、昭和48年度以降これによることといたしますのでご了知のうえ格段のご配意方よろしく願います。

記

1 改正理由

現行の内職公共職業補導所の名称は今日の時代感覚にそぐわない感があるので今回、施設の名称を規定する内職補導施設設置要綱を改正することとした。

2 主な改正事項

(1) 要綱の名称

- (2) 施設の名称
- (3) 「目的」において、対象を一括して「主婦等」としたこと。
- (4) 「補導種目」及び「補導期間」の項を削除したこと。
- (5) その他、文言の整理をしたこと。

別 紙

内職相談施設設置運営要綱

1 目 的

家庭外で働くことの困難な主婦等に対して、内職就業に関する相談及び内職のあつ旋を行なうとともに、内職に関する技術指導その他の援助を図ることを目的とする。

2 名 称

本施設の名称は、〇〇内職相談センターとする。

3 設置運営主体

都道府県とする。

4 施 設

本施設には、相談室、技術指導室、会議室及び事務室等を置く。

5 業務内容

下に掲げるものとする。

- (1) 内職就業に関する相談及び苦情処理並びに内職のあつ旋
- (2) 内職に関する技術指導
- (3) 内職に関する調査及び情報の提供
- (4) 内職求人開拓その他本施設の目的達成のために必要な業務

6 職員の配置

- (1) 本施設には施設の長、相談担当職員その他必要な職員を置く。
- (2) (1)のほか本施設を行なう業務の円滑化と広域化を図るため、別に定めるところにより内職相談員を配置する。

7 国庫補助

国は、本施設の運営に要する経費の一部を補助する。

別 紙 2

写

婦 発 第 117 号

昭和48年4月16日

知 事 殿

労働省婦人少年局長

内職相談員設置要綱ならびに内職相談員配置

運営要領の改正について

今般、内職補導施設設置要綱の改正に伴なつて内職相談員設置要綱ならびに内職相談員配置要領（昭和43年2月6日付婦発第40号）を統合整理して、新たに別紙のとおり内職相談員配置運営要領を定めましたので昭和48年度以降これによつてご配意いただくようお願いします。

なお、昭和43年2月6日付婦発第40号による内職相談員設置要綱及び内職相談員配置運営要領は廃止します。

内職相談員配置運営要領

1 配 置

内職相談員（以下「相談員」という。）は、内職相談センター（以下「センター」という。）の行なう業務の円滑化と広域化を図るために、センターの利用が困難で、内職希望世帯の密集している地域及び都道府県知事が特に必要と認めた地域に配置する。

2 担当地域

相談員ごとに業務担当地域を指定する。

3 職 務

相談員は、内職相談センター所長（以下「センター所長」という。）の指揮監督をうけて、次の業務を行なう。

- (1) 担当地域の内職就業に関する相談及び内職のあつ旋を行なうこと。
- (2) 担当地域の内職に関する苦情処理及び技術指導に関して、センターに連絡し、その処理に協力すること。
- (3) 担当地域の内職に関する情報を提供すること。
- (4) 担当地域の内職グループを育成し、その指導を行なうこと。
- (5) 担当地域の内職事情をは握し、必要と認められる事項をセンター所長に報告すること。
- (6) その他センターの行なう業務について随時協力すること。

4 委 嘱

相談員は、次の条件を満たす者のうちから、都道府県知事が委嘱する。

- (1) 当該地域において、社会的信望があり、内職問題に深い関心と理解を持ち、内職行政に積極的に協力する意志と能力を有する者
- (2) 次の各号に該当しない者

イ 内職委託者

ロ イの代理人

ハ 内職グループリーダー

ニ イ乃至ハの家族

5 身分及び任期

相談員は、非常勤の地方公務員とし、その任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

6 服 務

相談員は、常に職務を行なう必要な知識の修得に努め、職務の遂行にあたっては、職務上知り得た秘密を守るとともに、公平な立場を保持しなければならない。また内職関係者から職務に関連して、報酬その他の利益を受けてはならない。

7 勤務場所

相談員の勤務場所は、公共機関または公共施設を借りるものとし、相談員の勤務場所である旨の表示を見やすいところに掲げるものとする。

8 勤務日及び勤務時間

相談員の勤務日数は、1週に2日以上、勤務時間は、1日6時間以上とする。

9 業務指導

センター所長は、相談員の業務実施状況を的確には握するとともに、その業務が適正に遂行されるよう相談員を指導するものとする。

10 業務報告

相談員の業務実施状況については、別に定める様式により、少なくとも毎月1回定期的にセンター所長に報告させるものとする。

11 手 当

相談手当は、内職相談施設運営費補助金交付額算定基準で示される金額によるものとする。

2 昭和48年度における内職相談センターの運営方針について

今般、労働省婦人少年局長より昭和48年度の内職相談センターの運営方針が関係都道府県労働主管局部長あて通達されたので、写を掲載いたします。

写

婦 発 第 148 号

昭和48年5月10日

労働主管局部長 殿

労働省婦人少年局長

昭和48年度における内職相談センターの 運営方針について

昭和48年度における内職相談センターの運営方針を別添のとおり定めましたので、これに基づき、地域の実情に即した年間計画をたて、効果的運営にあたられるようお願いいたします。

別 添

昭和48年度における内職相談センターの運営方針

昭和48年度における内職相談センターの運営方針

家庭の外で働くことの困難な主婦等にとつて内職は生計費を補う重要なよりどころとして期待され、内職就業者ならびに内職就業希望者は相当数を数えている。

今後の見通しとして、内職は経済変動の影響のしわよせを受けやすいこともあり、短期的には業種別に若干の増減があると考えられるものの、長期的には、今後も労働力不足基調の中で内職への依存は継続するものとみられ、他方生活構造及び生活意識の変化等内職者側の供給要因も持続するものとみられ内職就業者及び内職就業希望者もかなりの水準で推移するものと考えられる。

このような状況の中で、適正な内職就業の機会を付与することは、これらの

者の福祉にとつて重要であるばかりでなく、経済の公正な競争、国民経済の均衡ある発展の観点からも必要なことであるので、家内労働法の施行とあいまつて、内職就業に関する相談、あつ旋及び内職に関する技術指導その他諸般の援助が要請されるところである。特に最近の国際通貨情勢の変化に伴う問題の発生も懸念される。

従つて昭和48年度における内職相談センターの運営については、今般改正の「内職相談施設設置運営要綱」及び「内職相談員配置運営要綱」に基づき且つ、下記事項に留意して地域の実情に即した実効ある計画をたて、積極的に推進するものとする。

なお、内職についての求職相談、あつ旋に関する具体的な業務のすすめ方については、内職相談センター業務取扱要領によるものとする。

記

1 内職に関する技術指導の実施について

内職就業者及び内職就業希望者に対して、内職技術を付与することは、内職就業条件向上のために重要であり、また、内職就業の円滑化とも関連するので、技術指導については、巡回技術指導を含め、実効性のある年間計画を作成し実施すること。

ある程度の習得時間及び基礎技術を要するものについては、外部講師及び内職相談センターの職員が指導にあたるものとし、短時間で習得できるもの、具体的に職種が決定してからの技術、作業のすすめ方等については、委託者側及び相談センターの職員が指導にあたるものとする。

2 内職に関する調査の実施について

内職行政の基礎資料を得るための各種調査を実施するものとするが、本省計画による工賃調査を紙製品・紙製容器製造業及びがん具・運動競技用具製造業について6～7月頃実施依頼する予定であるので、勘案のうえ計画するものとする。

3 内職に関する情報の提供について

内職に関する一般の理解を深めるための広報を行なうとともに、内職就業希望者及び委託者に対する資料の提供、相談センター利用についての広報等内職に関する情報を提供するものとする。

4 求人開拓について

求人開拓については、特に自県内における求人開拓に努めるものとする。

また、郷土民芸品、郷土がん具等地場の特産物について関係行政機関、団体等と連携のもとに開発に努め内職求人の造出を図るものとする。

なお、広域求人については、都道府県間における内職需給に関する情報の交換、求人開拓のための連絡調整を行なうよう努めるものとする。

5 内職工賃適正化について

内職工賃の適正化を図ることは、内職者を保護するうえからはもちろん、委託者間の公正競争にも役立つことになるので、相談センターにおいては相談、あつ旋、技術指導、グループ育成等のあらゆる機会を通して工賃の適正化に努めるものとする。

特に相談、あつ旋に際しては、最低工賃が決定したものについては、最低工賃額以上の工賃を確保すること、また、最低工賃が決定されていないものについても、少なくとも類似の業務については、決定済の最低工賃の時間当りの換算額を参考するとともに、内職工賃調査結果概要等の資料を参照のうえ、委託者及び内職就業希望者を指導援助する等適正工賃によるあつ旋を行なうよう努めるものとする。

また、委託者の内職就業者に対する委託条件をあらかじめ明確にするため、委託者に対して、家内労働手帳の交付及び記入の励行について指導するとともに、内職者に対して、委託者から家内労働手帳の交付を受けるとともに、記入の確認を行なうよう指導するものとする。

なお、資料の整備、調査の実施、懇談会の開催及び情報の交換、提供等を積極的に行なうものとする。

6 工賃不払の措置について

工賃不払いの未然防止及び工賃不払い発生後の措置については、昭和45年12月23日付婦発第359号通達を参照すること。

なお、国際為替情勢による中小企業、下請企業に対する影響も懸念される折から、昭和48年度においては、これら影響を受けやすい業種の求人、あつ旋にあたつては、特に留意し、工賃不払事件発生の防止に努めるものとする。

7 内職グループの育成について

内職者の就業条件向上及び内職就業の円滑化のために、内職グループの育成に努めるものとする。

なお、いわゆるグループリーダーがグループの中でどのような役割を果たしているか、その実態を把握しておいて、委託者の代理人として考えられる場合には家内労働法の遵守について指導するものとする。

8 高齢者の内職あつ旋について

高齢者については、高齢者に適した内職職種の開拓、あつ旋を図るよう努めるものとする。

9 不良内職について

特に昭和47年度は、いかがわしい内職業者による被害が発生したが、今後もこれら不良内職の発生が考えられるので、これが対応策として報道機関及び市町村の協力を得て、内職の就業は、内職相談センターを利用するように広報に努める。また、不良内職に対する主婦の注意を喚起し、被害の未然防止に努めるものとする。

10 家内労働法との関連について

内職相談センターで扱う内職就業者及び委託者は家内労働法の適用を受けるものであるので、内職相談センターにおける求人、あつ旋に際しては、家内労働法に定められている最低労働条件が遵守されるよう留意することが必要である。従つて求人申込のあつた委託者に対して、家内労働手帳の交付、

工賃の支払、最低工賃の確保、就業時間の適正化及び安全衛生等家内労働法の規定については特に指導するものとする。

5月21日～31日まで実施される家内労働旬間には、連絡会議座談会等の行事、資料の配布及び広報について協力するものとする。

家内労働法に関連する考え方及び業務については、昭和45年10月12日付基発第746号、婦発第312号による通達及び今回改正の内職相談センター業務取扱要領を参照のこと。

11 その他

(1) 内職相談センターの業務の対象者について

内職相談施設設置運営要綱では「家庭外で働くことの困難な主婦等」としているが、主婦等の中には何等かの理由により、家庭外で働くことの困難な未亡人、老人及び身障者を含むものであつてこのことは従来と変りはない。

内職相談センターではこれら主婦等に対して内職に関する諸般の援助を行なうものである。

(2) 内職就業に関する相談について

内職就業に関する相談には、内職につくための求職相談、内職求人相談、技術指導に関する相談及び苦情相談が含まれるが、苦情相談のうち、家内労働法に基づく措置を要する相談については、労働基準監督機関の所掌となるので、所轄労働基準監督署に申告するよう指導するものとする。

3 家内労働旬間の実施について

本年も5月21日から5月31日まで家内労働旬間が実施されますが、これについて次のような通達が出されました。連絡会議、座談会等の行事、資料の配布及び広報についてご協力くださるようお願いいたします。

写

労働省発基第25号

昭和48年3月20日

各都道府県労働基準局長
各都道府県婦人少年室長
各都道府県知事

殿

労働事務次官

家内労働旬間の実施について

家内労働旬間は、法の周知徹底と遵法意識の高揚をはかるため、昭和46年以来家内労働法が制定された5月を期して実施してきたところであるが、家内労働者の労働条件にはなお多くの問題が指摘されており、法の趣旨を周知せしめ、その徹底をはかるにはなお一層の努力が必要である。

したがって、本年も別紙要綱により家内労働旬間を実施し、法の周知徹底と遵法意識の高揚をはかるための広範な運動を展開することとしたので、関係機関相互の緊密な連携のもとに十分な効果をおさめるよう配慮願いたい。

家内労働旬間実施要綱

1 趣 旨

家内労働に従事する者は、現在200万人を超えているが、その労働条件については、なお多くの問題が指摘されている。

これら家内労働者の労働条件の改善をはかり、生活の安定に資することを目的として、昭和45年、家内労働法が制定され、以来、労働省は法の周知徹底をはかるため広範な広報活動等を展開してきたが、家内労働は一般に広く行なわれており、また、自宅において就業している実態等から、法の浸透をはかるためにはなお一層の努力が必要である。

このため、本年も家内労働法が制定された5月を期して、法の周知徹底と順法意識の高揚をはかるため、家内労働旬間を実施して、効果的な運動を展開するものとする。

2 目 標

家内労働手帳の普及

設備・環境の整備と作業の安全衛生の確保

3 期 間

5月21日から5月31日まで

4 主 唱

労 働 省

5 協力を依頼する機関、団体

関係行政機関、地方公共団体、家内労働者関係団体、委託者関係団体、婦人団体、報道機関

6 実施事項

(1) 労働省の行なう事項

イ 各種資料の配布、新聞、テレビ、ラジオ等報道機関を通じての広報活

動

- ロ 連絡会議開催等による家内労働関係機関との連携の強化
- ハ 委託者および委託者団体に対する集団指導および監督指導の実施
- ニ 家内労働者に対する法の周知および危険有害業務に従事する家内労働者の実態は握

(2) 委託者の行なう事項

- イ 家内労働手帳の交付、記入の励行
- ロ 仕事による災害、疾病の防止のため必要な措置の励行と家内労働者に対する指導援助
- ハ 委託状況届の提出と帳簿の備付けの励行
- ニ 家内労働法の各規定についての点検

(3) 家内労働者の行なう事項

- イ 家内労働手帳についての認識と記入事項の確認
- ロ 仕事による災害・疾病についての認識と設備・環境の整備

4 最低工賃決定状況について

最低工賃は下表に示す通り決定されています。求人相談及びあつ旋にさいしては、最低工賃額以上の工賃が支払われるように留意してください。なお最低工賃の額については各都道府県労働基準局賃金課にお問い合わせください。

48. 5. 1

都道府県別	業 種	公示月日	発効月日	委託 者 数	家 内 労働者数
北 海 道	彫刻物製造業	47. 12. 22	48. 1. 21	70	520
青 森	津 軽 漆 器	46. 8. 13	46. 9. 12	30	272
	男 子 洋 服 婦 人 服 仕 立	47. 11. 24	47. 12. 24	182	884
	シームレス・ストッキング	47. 1. 27	47. 2. 26	7	550
	和 服 裁 縫 業	48. 2. 15	48. 3. 17	156	1,241
岩 手	電 気 機 械 器 具	47. 5. 25	47. 6. 24	19	1,170
山 形	横 編 メ リ ヤ ス	45. 8. 5	45. 9. 15	323	5,530
	紙加工品製造業	47. 12. 2	48. 1. 1	38	514
福 島	横 編 メ リ ヤ ス	47. 3. 18	47. 4. 17	310	18,960
茨 城	横 編 メ リ ヤ ス	44. 8. 26	44. 10. 1	30	800
	男子既製服製造業	47. 8. 28	47. 10. 1	91	1,334
群 馬	横 編 メ リ ヤ ス	47. 5. 13	47. 6. 12	83	4,220
栃 木	男子既製洋服	46. 5. 14	46. 7. 15	30	1,060
	農産保存食料品 製造業・海そう 加 工 業	47. 11. 16	48. 1. 1	65	1,009

都道府県別	業 種	公示月日	発 効 月 日	委 託 数 者 数	家 内 労働者数
埼 玉	縫 製	46. 11. 22	46. 12. 22	500	6,000
	た び	47. 6. 21	47. 7. 21	134	1,200
千 葉	バックレスト	47. 2. 22	47. 3. 23	8	1,525
東 京	織物・縫製(青梅)	46. 8. 13	46. 10. 1	270	1,000
	ワ イ シ ャ ツ	46. 8. 13	46. 10. 1	550	1,500
	男子既製服製造業	48. 2. 5	48. 3. 7	335	8,163
神 奈 川	ス カ ー フ	47. 4. 20	47. 5. 20	162	7,521
新 潟	金属洋食器研磨	42. 11. 10	43. 1. 1	150	2364
	横編メリヤス	47. 2. 19	47. 3. 20	405	12,559
	十日町絹織物業	48. 1. 30	48. 3. 1	142	4,599
富 山	フ ァ ー ス ナ ー	47. 2. 12	47. 3. 21	171	4,675
石 川	横編メリヤス	48. 1. 30	48. 3. 1	44	5,475
石 川	漆 器 (山 中)	43. 1. 26	43. 3. 1	96	558
	打 箔 製 造 業	47. 11. 17	47. 12. 17	51	135
福 井	眼 鏡	46. 8. 13	46. 9. 12	110	1,355
	おさそうこう通し業	47. 11. 16	47. 12. 16	846	1,996
山 梨	ね ん 糸	42. 4. 1	42. 5. 1	620	500
	横編メリヤス	47. 1. 26	47. 3. 1	100	3,230

都道府県別	業 種	公 示 月 日	発 効 月 日	委 託 数 者	家 内 労働者数
山 梨	貴金属製品製造業	48. 2. 27	48. 3. 30	20	143
	水引祝儀用紙製品	47. 1. 27	47. 2. 26	48	4,320
	印刷・製本・印刷物加工・筆耕	47. 7. 15	47. 8. 14	132	480
	メリヤス	48. 2. 5	48. 3. 7	335	8,163
岐 阜	給 水 せ ん	45. 8. 27	45. 9. 26	14	767
	軽便かみそり	46. 7. 29	46. 9. 1	7	3,500
	洋 が さ	47. 2. 19	47. 3. 20	68	1,100
	男子既製洋服製造業	47. 12. 26	47. 1. 25	580	5,500
静 岡	広巾綿・スフ	43. 5. 14	43. 6. 15	500	1,440
	別珍・コール天	46. 5. 28	46. 6. 27	63	1,000
	紙 袋	47. 2. 26	47. 3. 27	59	804
愛 知	がん具・花火	46. 12. 7	47. 1. 6	29	4,113
	横編メリヤス	47. 12. 1	48. 1. 1	380	10,150
三 重 滋 賀	車輛電気配線	46. 8. 27	46. 10. 1	40	3,000
	綿・スフ・ねん糸 (高 島)	43. 3. 26	43. 5. 1	50	1,638
	とう・ビニール セロファン製品	46. 12. 28	47. 2. 1	11	795
	花 緒	47. 4. 22	47. 6. 1	90	585
	下着・補正着製造業	47. 9. 29	47. 11. 1	100	2,500

都道府県別	業 種	公 示 月 日	発 効 月 日	委 託 者 数	家 内 労 働 者 数
京 都	絹 人 絹 毛 織 物 (丹 後)	47. 11. 24	47. 12. 24	850	7,175
大 阪	タ オ ル	48. 2. 3	48. 3. 5	650	1,760
兵 庫	メ リ ヤ ス く つ 下	47. 3. 8	47. 4. 7	331	2,190
	そ ろ ば ん 製 造 業	48. 2. 5	48. 3. 7	53	207
奈 良	く つ 下	47. 4. 20	47. 5. 20	957	2,045
和 歌 山	作 業 手 袋	47. 2. 22	47. 3. 23	330	4,000
鳥 取	な し 袋	46. 10. 26	46. 12. 22	5	885
	男 子 既 製 洋 服 製 造 業	47. 12. 26	48. 4. 1	17	1,330
島 根	そ ろ ば ん	46. 8. 27	46. 9. 26	16	222
	電 気 機 械 器 具	47. 10. 23	47. 11. 23	24	1291
岡 山	男 子 学 校 服	47. 1. 21	47. 2. 20	100	2000
	織 り 込 み 花 む し ろ 製 造 業	47. 12. 1	48. 1. 1	120	720
広 島	備 後 が す り	46. 9. 28	46. 10. 28	108	1,665
	既 製 服 縫 製	47. 2. 26	47. 4. 1	910	8,765
	和 服 裁 縫 業	48. 1. 30	48. 3. 1	312	3,941
山 口	ね ん 紙 ・ 染 色 整 理	47. 2. 26	47. 4. 1	11	104
	漁 網 ・ の り 網 製 造 業	48. 1. 30	48. 3. 1	11	398
徳 島	鏡 台	47. 1. 27	47. 3. 1	100	400

都道府県別	業 種	公示月日	発効月日	委託者数	家 内 労働者数
香 川	手 袋 製 造 業	47. 9. 29	47. 12. 1	350	16,100
愛 媛	水 引 金 封	46. 11. 22	47. 1. 1	51	900
福 岡	久 留 米 か す り	46. 10. 26	46. 11. 25	125	200
	作 業 服 製 造 業	48. 1. 30	48. 3. 1	14	436
佐 賀	陶 磁 器	47. 3. 8	47. 4. 7	36	100
長 崎	陶 磁 器	46. 12. 13	47. 1. 12	38	333
熊 本	紙加工品・印刷	47. 5. 17	47. 6. 16	39	500
	電気機械器具製造業	48. 4. 28	48. 5. 28	9	623
宮 崎	横 編 メ リ ャ ス	46. 12. 13	47. 1. 12	9	625
	手 編 衣 料 品	48. 2. 5	48. 3. 7	8	1,143
鹿 児 島	び ろ う 葉 加 工	47. 8. 14	47. 9. 13	4	397

5. 47年内職工賃不払事例

発 生 年月日	事業所名	事業内容 内職職種	不払理由 経 過	措 置 結 果	不払額 (円)	被 害 内職者数 (人)
47. 1	K会社	菓子包装	営業不振	支払済	4000 (4,000)	1 (1)
47. 2	M洋服店	紳士服仕立 仮縫	経営困難、資金 繰りつかず、遅 払い。内職者も 仕事をやめたの で不払いとなり、 6月に苦情相談 として、持ち込 まれた。	2回分割で支払 うことを補導所 の立会いのもと に約束し47年 9月に支払いを 完了した。	65,000	2
47. 5	K製作所	輸出用 ぬいぐるみ	ドルショックに より工賃遅払	交渉の結果、3 月分4月分を支 払う。	23,938	6
47. 6	"	"	"	再度交渉の末、 7月に4月5月 分工賃を支払う	19,800	13
47. 9	"	"	8月分遅払工賃 分をリーダーが たてかえ払いし ていた。	8月分工賃も支 払を完了した。	43,155	10
47. 8	K製作所	ビニール籠編	業界不振のため 事業所廃業。 業者は妻を残務 処理に残し、他 地区で商売を営 む。	転地した業者を 訪問し、交渉の 結果全額支払済 み	13,000 (13,000)	2 (2)

発 生 年月日	事業所名	事業内容 内職職種	不払理由 経 過	措 置 結 果	不払額 (円)	被 害 内職者数 (人)
47. 9	T 製作所	電気機器 テープレコーダー 部品加工	放漫経営による 倒産、工場閉鎖	監督署に協力依 頼し、再三にわ たる勧告により 支払いが完了し た。	19,545 (19,545)	2 (2)
47. 9	S 仲介業者	カメラ部品	運営困難	再々交渉の結果 支払済	66,441	5
47.10	O 商店	ウール化繊等 和服仕立	営業不振 内職者より相談 員へ工賃不払の 連絡あり、製品 を留置	調査の結果、業 者所在不明で未 解決。留置製品 は問屋所有であ り、留置製品分 工賃受領	145,400	6
47.10	T 商店	ビーズ加工	ドルショックの ため経営不振、 47.10～48.3まで の工賃をリーダ ーがたてかえて いる。	事業所を訪問し 支払い方法につ きただした。 半年で返済の実 行確約をとる。 今後監視して ゆく。	1,270,000	120
47.12	TボールKK	硬球ボール縫	輸出用 ボールの 商談が難行し、 その影響を受け 資金繰りが悪化 した。	労働基準局、監 督署の協力によ り支払を完了し た。	137,560 (137,560)	36 (36)

(注) 各都道府県より報告されたもので、()内は内職相談施設があつ旋
したものである。

6. 内職相談施設の新設について

今般、奈良県に内職相談施設が設置され、48年度から国庫補助金交付の対象施設として運営されることとなりましたのでお知らせいたします。

名 称	奈良県内職公共職業補導所
所 在 地	奈良市大森町57番地12号
	電話 0742(23)5729
所 長	中西 義 孝

7. 内職工賃調査実施結果から

昭和47年は補導所において次の職種についての工賃調査の実施をお願いしましたが、このほど結果がまとまり、昭和41年、44年の調査結果と比較した報告書を作成、お送りしたところであります。

47年には、新しい調査項目を数項設けましたので、その中から次表をご参考に供します。

職 種	外衣製造業	中衣、下着製造業
	その他の衣服、繊維製身のまわり品製造業	
調査対象	内職を委託している事業所数	667
	内職者数	1,253

第1表 工賃の決定方法

(1) 工賃の決定方法別事業所構成

区 分	%
計	100.0
卸売価格をもとに決定	20.4
小売価格をもとに決定	5.3
常用労働者の賃金をもとに決定	19.6
パートタイマーの賃金をもとに決定	11.4
その他	43.3

(2) 卸小売価格に対する割合別事業所の構成

区 分	計	0～5% 未満	5～10% 未満	10～15% 未満	15～20% 未満	20～25% 未満	25～30% 未満	30% 以上
計	100.0 (100.0)	65 (100.0)	7.2 (100.0)	17.5 (100.0)	123 (100.0)	16.2 (100.0)	26 (100.0)	37.7 (100.0)
卸売価格	100.0 (79.3)	8.1 (100.0)	7.2 (81.8)	19.4 (88.9)	8.9 (57.9)	19.3 (96.0)	24 (75.0)	34.7 (74.1)
小売価格	100.0 (20.7)		6.7 (18.2)	10.0 (11.1)	26.7 (42.1)	3.3 (4.0)	3.3 (25.0)	50.0 (25.9)

(3) 常用労働者・パートタイマーの1時間あたり賃金に対する割合別事業所の構成

区 分	計	50% 未満	50～60% 未満	60～70% 未満	70～80% 未満	80% 以上
計	100.0 (100.0)	48 (100.0)	7.9 (100.0)	10.5 (100.0)	158 (100.0)	61.0 (100.0)
常用労働者の賃金 をもとに決定	100.0 (63.2)	4.0 (66.7)	5.8 (46.7)	9.0 (55.0)	14.8 (60.0)	66.4 (69.8)
パートタイマーの賃金 をもとに決定	100.0 (36.8)	6.0 (33.3)	11.7 (53.3)	13.2 (45.0)	17.6 (40.0)	51.5 (30.2)

第2表 事業所規模および内職提供の見通し別事業所構成

内職提供 事業の見通し 所規模	計	今後とも 提供する	パートに 変える	常用労働者 にやらせる	機械化 する	その他
計	100.0 (100.0)	97.9 (100.0)	0.2 (100.0)	0.9 (100.0)	0.7 (100.0)	0.3 (100.0)
4人以下	100.0 (18.5)	95.9 (18.1)		2.5 (50.0)	0.8 (20.0)	0.8 (50.0)
5～9人	100.0 (21.4)	97.2 (21.3)		1.4 (33.3)	0.7 (20.0)	0.7 (50.0)
10～29人	100.0 (25.0)	99.4 (25.4)			0.6 (20.0)	
30～99人	100.0 (22.5)	97.3 (22.4)	0.7 (100.0)	0.7 (16.7)	1.3 (20.0)	
100人以上	100.0 (12.6)	100.0 (12.8)				

第3表 内職製品の需要先別事業所構成

計	内需のみ	内需・外需	外需のみ
100.0	91.8	4.9	3.3

「内需・外需」における内需の割合別事業所構成

計	30%未満	30~50% 未満	50~70% 未満	70%以上
100.0	27.3	15.1	21.2	36.4

第4表 内職に関する意見・要望別内職者構成

(%)

内職職種に関して		3.5
就業条件	小計	75.1
	工賃について	(95.4)
	糸・ボタン等の支給をしてほしい	(5.5)
	各種会社保険について	(3.2)
	休暇について	(0.9)
	その他	(6.0)
仕事を継続してほしい		12.1
技能に関して		2.4
その他の意見要望等		10.7
なし		4.5

※多答のため100%をこえる。

8 最近における経済統計から

I 勤労者世帯の家計収入（1世帯当り1ヶ月平均）

	実 収 入			計	実 支 出						
	計	うち 勤め先収入	うち 妻の収入		うち 消費支出	食料費	住居費	光熱費		被服費	雑 費
実 額 (円)											
昭和30年	29,169	395		26,786	23,513	10,465	1,434	1,185	2,861	7,568	
35	40,895	893	254	35,280	32,093	12,440	3,139	1,552	3,934	11,028	
40	65,141	2,823	1,060	54,919	49,335	17,858	4,854	2,163	5,699	18,761	
45	112,949	5,049	2,213	91,897	82,582	26,606	9,273	3,030	8,812	34,862	
46	124,562	6,133	2,057	101,538	91,285	28,708	10,494	3,333	9,766	38,984	
構 成 費 (%)											
昭和30年	100.0	1.4			100.0	44.5	6.1	5.0	12.2	32.2	
35	100.0	2.2	0.6		100.0	38.9	9.8	4.8	12.2	34.4	
40	100.0	4.3	1.7		100.0	36.2	9.8	4.4	11.6	38.0	
45	100.0	4.5	2.0		100.0	32.2	11.2	3.7	10.7	42.2	
46	100.0	4.9	1.7		100.0	31.4	11.5	3.7	10.7	42.7	

資料出所...総理府「家計調査」

(注) 30年・35年は、人口5万人以上都市の世帯、40年45年46年は全国の世帯についてのものである。

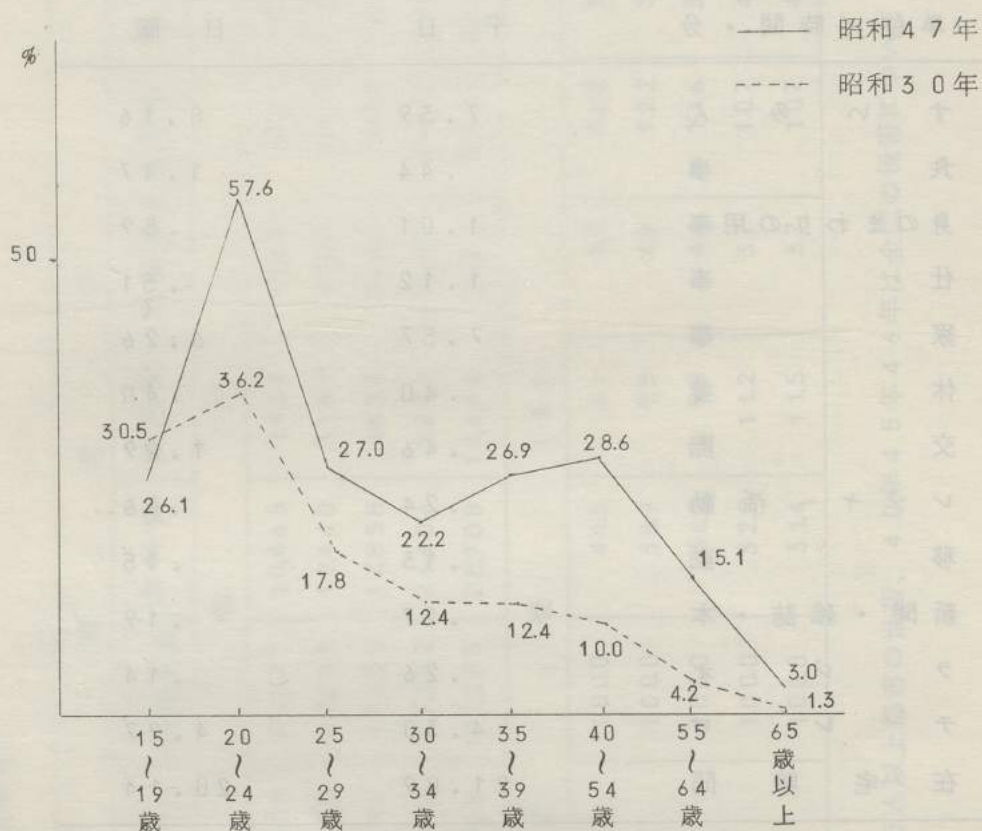
Ⅱ 主婦の生活時間量

単 位 / 時 間 ・ 分	平 日	日 曜
す い み ん	7.39	8.16
食 事	.44	1.47
身のまわりの用事	1.01	.59
仕 事	1.12	.51
家 事	7.57	6.26
休 養	.40	.40
交 際	.46	1.09
レジャー活動	.24	.56
移 動	.13	.15
新聞・雑誌・本	.27	.19
ラ ジ オ	.26	.14
テ レ ビ	4.30	4.27
在 宅 時 間	21.09	20.14

資料出所…NHK「国民生活時間調査」

(注) テレビをみながら食事をしている場合などテレビと食事の両方の時間に加えているのでこれらの合計は24時間を超える。

Ⅲ 年齢階層別女子雇用率の動き



資料出所 総理府「国勢調査」(昭和30年)

「労働力調査」(" 47年)

